

しくら 地域包括支援センター 重要事項説明書

(指定介護予防支援事業所)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福井県指定 第 1800300079 号)

当事業所は、ご契約者に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 事業者名称 医療法人 池慶会
- (2) 所在地 〒915-0861 福井県越前市今宿町 8-1
- (3) 電話番号等 Tel 0778 (23)0150 Fax 0778 (24)2363
- (4) 代表者氏名 理事長 池端 幸彦
- (5) 設立年月日 平成 9 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援事業所
- (2) 事業の目的

要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り自宅において自立した日常生活を営むことができるよう利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 しくら地域包括支援センター
- (4) 事業所の所在地 〒915-0844 福井県越前市妙法寺町 413
- (5) 電話番号等 Tel 0778(29)1188 Fax 0778(23)0900
- (6) 当事業所の運営方針

前記の目的を達成するため、事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (7) 事業開始年月日 令和 3 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	王子保、坂口、南地区
営業日	月曜日から土曜日
休日	土曜日午後、日曜日、祝祭日、12/30～1/3
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数	職種	員数
1.管理者	1名	3.主任介護支援専門員	1名
2.保健師等	1名	4.社会福祉士	1名

5. 提供するサービスと利用料金

当事業所では、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとして、次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金について、ご契約者の負

担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

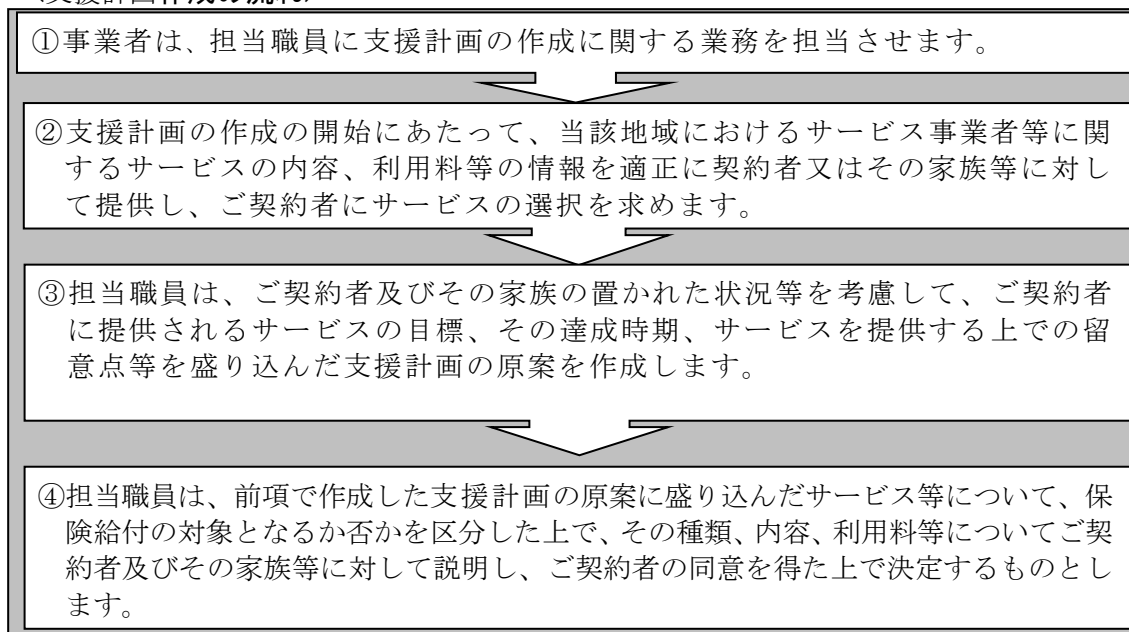
① 介護予防サービス・支援計画（以下「支援計画」という。）の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、支援計画を作成します。

② 支援計画の交付

担当職員は、支援計画を作成した際には、当該支援計画を利用者及び当該支援計画に位置づけたサービス等の担当者に交付します。

<支援計画作成の流れ>



③ 支援計画作成後の便宜の供与

- ★ご契約者及びその家族等サービス事業者等との連絡を継続的に行い、支援計画の実施状況を把握します。
- ★支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるようサービス事業者等との連絡調整を行います。
- ★ご契約者の意思を踏まえて、申請等に必要な援助を行います。

④ 支援計画の変更

ご契約者が支援計画の変更を希望した場合、又は事業者が支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、支援計画を変更します。

⑤ 支援計画の評価

担当職員は、支援計画に位置づけられた期間が終了するときは、当該支援計画の目標の達成状況について評価を行います。

⑥ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入所を希望する場合には、ご契約者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行います。

6. 業務の委託

当事業所では、以下の<業務委託内容>の一部又は全部を以下の指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。ご契約者の支援計画の作成を担当する事業所（当事業所を

含む)については、ご契約者と協議の上、決定します。

以下の指定居宅介護支援事業所は、委託業務の実施にあたって、当事業所と同様、契約書第9条に定める守秘義務を守ります。

①業務委託先

指定居宅介護支援事業所

②業務委託内容

- ア、重要事項説明、契約締結事務
- イ、支援計画原案の作成
- ウ、支援計画の交付
- エ、支援計画作成後の支援
- オ、サービス担当者会議の開催
- カ、評価・モニタリング

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は次の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 しくら地域包括支援センター
- 苦情受付担当 紅野 勉
- 苦情受付電話・ファクシミリ番号 Tel 0778(29)1188 Fax 0778(23)0900

(2) 行政機関その他苦情受付機関

越前市市民福祉部長寿福祉課	〒915-8530 越前市府中1丁目13-7 Tel 0778(22)3784 Fax 0778(22)3257
福井県国民健康保険団体連合会	〒910-0843 福井市西開発4丁目202-1 Tel 0776(57)1614 Fax 0776(57)1615

8. ハラスメントの防止

- (1) 当法人におけるハラスメント防止に関する基本方針に従い業務に努めます。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用にあたって、次の行為を禁止します。
 - ① 職員に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉によって傷つけたりおとしめたりする行為）
 - ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

9. 高齢者虐待の防止

当事業所では、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

担当者 榎本聖美

10. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

当事業所では感染症が発生、又はまん延しないように次の措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための委員会、研修及び訓練の実施

1 1、業務継続計画の策定等

当事業所では、感染症や非常災害の発生時において利用者が継続して介護予防支援の提供を受けられるよう、介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 しくら地域包括支援センター

住 所： 福井県越前市妙法寺町 413

管理者氏名： 紅野 勉 ㊟

受託事業所

事業所名：

住 所：

担当者職氏名： ㊟

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意しました。

氏 名 ㊟

[※契約者が代理人を選任した場合]

(代理人氏名) ㊟

(契約者との関係)

(※本人の自署の場合、押印は必要ありません)